

平成26年度以降の住宅改修に係る受領委任払い登録業者の申請手続きについて

東根市健康福祉部福祉課長寿介護係（平成26年3月）

東根市では、被保険者等の経済的な負担を軽減し、安定した介護保険サービスの利用を図るため、住宅改修費等の支給について、受領委任払いによる給付を平成26年4月から実施します。

受領委任払いにより介護保険制度の住宅改修を行うためには、事前に事業者の登録申請が必要となります。

登録を希望される事業者は、「東根市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱」をご確認のうえ、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領委任払い事業者登録申請書(様式第3号)」等を福祉課までご提出ください。

◎平成26年2月実施の「受領委任払いに係る説明会」参加業者について

- 1 H26.2月の説明会に参加、聴講し、制度理解を行う。
- 2 別に定める期日までに、様式第3号の登録申請書を福祉課に提出する。

この際、①市(財政課)の登録業者は、申請書1部を提出する。

②市(財政課)の登録業者でない場合は、国税、県税、市税に滞納がないことを証する書類を添付する。

- 3 市福祉課にて、登録する事業者の確認を行う。
- 4 事業者に登録証を交付する。

※ 登録内容に変更等があった場合は、登録変更届を行う。

◎平成26年2月実施の「受領委任払いに係る説明会」に参加していない事業者について

- 1 H26.4.1.以降、少なくとも2回は住宅改修(償還払い)を行ったことのある事業者とする。
- 2 「1」の要件を満たしたうえで、様式第3号の登録申請書を福祉課に提出する。

この際、①市(財政課)の登録業者は、申請書1部を提出する。

②市(財政課)の登録業者でない場合は、国税、県税、市税に滞納がないことを証する書類を添付する。

- 3 市福祉課にて、登録する事業者の確認を行う。
- 4 事業者に登録証を交付する。

※ 登録内容に変更等があった場合は、登録変更届を行う。

◎住宅改修費等の受領委任払い制度(概要)

1 住宅改修費等の受領委任払いについて

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けて厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行った場合、その改修に要した費用(消費税を含み最大20万円まで)の9割(最大18万円まで)が介護保険から給付されます。

介護保険住宅改修費等については、利用者が全額を事業者に支払った後に、申請を頂き、保険給付分を利用者に給付する「償還払い」が原則ですが、住宅改修費等の受領を登録した事業者に委任した場合、利用者は事業者に予め保険給付相当額を控除した費用(1割)のみを支払い、その後、市へ申請頂くことにより、市から事業者へ介護保険住宅改修費(9割)を給付することになります。

2 受領委任払い制度を利用できる方

東根市の被保険者等で、要支援・要介護認定を受け、かつ、保険料の滞納による処分(保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等)を受けていない、在宅の方。

3 その他

(1) 登録を受けない場合でも、従来の償還払いによる住宅改修は実施できます。

(2) 償還払い、受領委任払いに関わらず、介護保険制度による住宅改修費の給付を受けるためには、事前審査は必要です。ご注意ください。

(3) 給付費の請求の際、東根市では、利用者への請求書も添付書類とさせていただきます。これは、事業者の請求行為が、償還払いとは違って、利用者と市の2カ所になるため、重複請求にならないことを確認する必要があります。

(4) 認定申請中、入院中の方は、受領委任払い制度の申請はできませんので、償還払いによる申請になります。(非該当だったり、退院できない場合、事業所に対し給付できなくなるためです。)

(5) 受領委任払い制度の場合、市から事業者へ住宅改修費が給付されるのは、支給申請(請求)月の翌月が目安です。